

令和 7 年 11 月 6 日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の 1 件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「[特別用途食品とは](#)」を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示課 古賀、早坂

TEL : 03-3507-9220 (直通)

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	乳児用調製粉乳	森永 ^{いい} E赤ちゃん	森永乳業株式会社	8010401029662	本品は、母乳が不足したり、与えられない場合に、安心してお使いいただけます。	第2025003号